

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 所在不明株式の譲渡代金の取扱い

Q : 所在不明株式の譲渡代金に係る税務上の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような内容になっているのですか？

A : 譲渡所得として取り扱われます。

【解説】

さきごろ、東京国税局から所在不明株主の株式が市場で売却された場合の株主の課税関係が明らかにされました。

所在不明株主とは、会社が株主に対して通知又は催告を行っているにもかかわらず5年以上継続して到達されない状態にあり、かつ、5年間配当を受領していない株主をいい、所在不明株主の株式を売却した場合には、次のように取り扱われることとされています。

①個人である所在不明株主の株式の市場売却による所得は、株式等に係る譲渡所得等となります。

②個人である所在不明株主の株式の市場売却による株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、株式の引渡しがあった日である市場売却の日となります。

③個人である所在不明株主の上場株式の市場売却が、金融商品取引業者等への売委託により行われたものである場合には、その売却による上場株式等に係る譲渡所得等には、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率及び譲渡損失の繰越し控除の特例の適用があります。

また、個人である所在不明株主の上場株式の市場売却による株式等に係る譲渡所得には、上場株式等の取得費の特例の適用もあります。

